

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1) 省略 (2) <u>いきがい応援プラザ</u> (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略</p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (4) <u>シニア世代の就業及び社会活動等の支援</u> (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="206 1182 1122 1433"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>第3条第1項第7号</u>に規定する施設のうち、<u>幼児室</u>(以下「<u>幼児室</u>」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休所日)</p>	施設	使用時間	省略		(2) <u>第3条第1項第7号</u> に規定する施設のうち、 <u>幼児室</u> (以下「 <u>幼児室</u> 」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	省略		<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略</p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1182 2092 1433"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>第3条第1項第6号</u>に規定する施設のうち、<u>幼児室</u>(以下「<u>幼児室</u>」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休所日)</p>	施設	使用時間	省略		(2) <u>第3条第1項第6号</u> に規定する施設のうち、 <u>幼児室</u> (以下「 <u>幼児室</u> 」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	省略	
施設	使用時間																
省略																	
(2) <u>第3条第1項第7号</u> に規定する施設のうち、 <u>幼児室</u> (以下「 <u>幼児室</u> 」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																
省略																	
施設	使用時間																
省略																	
(2) <u>第3条第1項第6号</u> に規定する施設のうち、 <u>幼児室</u> (以下「 <u>幼児室</u> 」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																
省略																	

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

施設	休所日
(1) いきがい応援プラザ	ア 日曜日及び土曜日
	イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
	ウ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日
	イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後6時から午後10時までを除く。)
	イ 12月29日から翌年1月3日まで
	12月29日から翌年1月3日まで
(4) 前3号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日
	イ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後6時から午後10時までを除く。)
	イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略